

## ソ連指導部による日本軍将兵抑留決定の動機

Why Did Leaders in the Soviet Union Detain Soldiers  
of the Japanese Imperial Armed Forces?エレーナ・カタソーノヴァ\*  
Elena Katasonova

日本人捕虜のソ連抑留問題は、わが国では長年秘密扱いのテーマだったが、ようやく1980年代末、ペレストロイカの時期に、当時宣言された民主主義とグラスノスチの波に乗って広範な世論の対象となった。まさにその頃、1991年4月のソ連初代大統領M. ゴルバチョフの訪日準備の過程で、この問題にかかわる多数の秘密公文書が明るみに出された。それは新聞、学術的著作において激しい論争を呼び、ロシアと日本の歴史家に重要な、多様に解釈できる問題を投げかけた。その一つで、何よりも挙げなければならないのは、満洲で自発的に武装解除した60万人以上の関東軍将兵をソ連に強制労働のために移送するというソ連指導部の政治的決定の動機にかかわる問題である。

周知のように、対日参戦の日〔1945年8月9日〕にソ連も加わったポツダム宣言第9項は、日本軍将兵は武装解除の後にすみやかに家庭に復帰すべしと規定していた。この連合国の義務に従い、8月16日ソ連指導部はL. P. ベリヤ、N. A. ブルガーニン、A. I. アントーノフ連名でワシレフスキー元帥に秘密命令を送り、「日満軍捕虜はソ連領内に移送しない」と明記した。そこには、捕虜収容所は前線指揮官の指示に基づき可能な限り日本軍武装解除の地点に設置し、必要数の警備・護送兵を割り当てるべきことも記されていた。捕虜の給食は、満洲駐屯日本軍の基準に準じて行うべしとも記されていた。収容所における捕虜給養にかかわる諸問題の実施、指導のために、内務人民委員部捕虜抑留者業務管理総局長のクリヴェンコ中将が将校団を率いて出張することになった<sup>1</sup>。

この指示は実施されなかった。何故なら、8月23日にスターリンを議長とする国家防衛委員会が極秘の決定No.9898「日本軍捕虜の受入れ、配置、労働利用について」を採択したからである。そこには50万人の日本軍捕虜を強制労働のためにソ連に移送することが詳細に記され、経済施設ごとの配分、労働及び日常生活実施の措置が規定されていた<sup>2</sup>。議長I. V. スターリンの署名があった。

このようにソ連指導部は1週間のうちに、日本軍将兵の運命を決める措置を急変させた。8月16日の命令、ポツダム宣言に基づく連合国メンバーとしての義務に違反しての変更である。かくも突然の変更は、いかなる原因によるものか。この問題に答えるには、ロシアの公文書館で国家防衛委員会の8月23日の会議の速記録を探し、出席者の意見交換をフォローし、変更の論

\* ロシア科学アカデミー東洋学研究所上級研究員、Senior Researcher, Institute of Oriental Studies, Russian Academy of Sciences

<sup>1</sup> 『全抑協（全国抑留者補償協議会）広報』第10号（1994年2月）、18頁。

<sup>2</sup> 同上。

拠を見出さねばならない。しかしながら、この文書が今日まで発見されていないため、当時の出来事を説明する諸説と仮説を示さねばならない。この決定が何か一つの論拠でなされたのではなく、経済的・政治的・軍事的・イデオロギイ的・その他の性格のファクターに基づいていたことは、言うまでもない。

<ファクター 1：ポツダム宣言の日本人祖国復帰の要求を実現することは、当時の満洲の状況では実際に不可能だったこと>

まず、大量の捕虜獲得は満洲のソ連軍当局に大きな負担となった。捕獲された関東軍の各部隊は、ソ連軍当局によって設置された集結所、選別所、野戦収容所に送られた。病人と負傷者は野戦病院に収容された。これらの施設で捕虜は尋問され、然るべき文書、すなわち、個人登録簿及びカードが作成された。野戦収容所では、来るべき祖国送還に向けて梯団が編成された。

元第一極東方面軍司令官 K. A. メレツコフ元帥は回想記で、総じて捕虜問題は極めて厄介だったとして、こう述べた。「この人々には食糧、良質の医療サービス、衣服を保障し、一時的な配置その他の問題を決定しなければならなかった。最重要の問題については指示を受けたが、あとは現場で遅滞なく決定しなければならなかった」<sup>3</sup>。

この件については、第5軍作戦部長だった当事者の将軍、歴史学博士 M. A. ガレーエフが論文で、また筆者との面談で語っている。満洲駐屯ソ連軍司令部は日本軍将兵の満洲留置、食糧供給、医療サービス、警備で如何に大きな困難にぶつかったか。

彼がとくに強調したのは、「戦争直後に捕虜を日本に送還することは、ソ連政府が望んだとしても、実際には不可能だった。『誰に引渡すのか』という問題にさえ答えられなかった。独立の日本行政機関は未だ存在していなかった。日本軍捕虜をアメリカ軍司令部に引渡すことはナンセンスだった。1945年のドイツでは、わが軍は、後退するドイツ軍が連合軍ゾーンに撤退する余地を意図的に与えたことがある。今日では公開されたイギリス公文書により周知のこととなったが、チャーチルはドイツ軍を武装させ、あり得べきソ連軍との戦闘を準備するよう指示した。わが軍司令部は当時これに関する若干の情報をもち、警戒していた。捕虜をそのように引渡しではならなかったのである。しかも、捕虜を日本に送還するのは海路によってのみ可能である。わが国には、50万人も輸送する十分な海上輸送手段がなかった。それにもかかわらず、捕虜の日本送還を1946年には開始したのである」<sup>4</sup>。

ガレーエフは当時の目撃者、参加者として、日本軍捕虜を満洲に留め、中国側に引渡すという考えをソ連指導部が検討していたことは否定しない。しかし、「当時中国現地では政権が頻繁に交替し、捕虜収容所を管理する安定した行政が存在しなかった。しかも、日本人自身、とくに将官・将校が管理を中国側に移すことを拒否した事情も重要である。彼らは中国側に引渡されることはない、あからさまに語っていた。敦化地区では収容所の一つが（ソ連軍撤退のさい）臨時に国民党軍に引渡されたとき、中国人は捕虜を追い出し、一部を殺害し、わが軍が残した食糧予備を奪い取った。1946年10月に軍務に就かなかった日本人を釈放する指示が出されたとき、彼らの多数は収容所を離れるのを拒否した。日本人は満洲では日常的に現地住民の憎悪を感じていたからである」<sup>5</sup>。

ガレーエフの考えでは、これらの状況を考慮してソ連指導部は大部分の捕虜をソ連領に移送する決定を採択した。武装解除された日本軍将兵のかなりの部分の生命を救う唯一の道だった

<sup>3</sup> K. M. Meretskov. Na sluzhbe narodu. Moskva, 1983, p. 423.

<sup>4</sup> Pobeda na Dal' nem Vostoke. <http://vpk-news.ru/articles/67>.

<sup>5</sup> Tam zhe.

というのである。

#### <ファクター 2：捕虜の地位に関する連合国の合意>

ソ連指導部による捕虜日本軍将兵のソ連への強制労働のための移送の政治的決定の土台には、すでにドイツ人捕虜の運命を決める折に得られた経験があった。

敗戦後のドイツをどう処理すべきかの問題は、すでに戦争中に連合国が協議していた。とくに、1944年1月14日に活動を開始した欧州諮問委員会のソ連代表に宛てられた訓令の一つは、こう述べていた。「ソ連案は、停戦と武装解除後に直ちに軍隊の動員解除を実施するという米英案とは異なり、軍隊を丸ごと捕虜だと宣言するよう要求するものである」と。

われわれの要求が、米英側から歴史的先例がないと理由で反対された場合、貴官は、これまで先例のない無条件降伏の原則から導かれるものだと主張しなければならない」と<sup>6</sup>。

ソ連指導部の予想通り、欧州諮問委員会ではドイツ人将兵の今後の運命の問題が議論を呼んだ。米英の代表は、捕虜と認められたドイツ人は国際法の基準に従って扱うべきことを強調した。国際法の基準に従えば、捕虜抑留国は少なからぬ物質的支出を求められる。捕虜にはノーマルな住居、まっとうな食事、まともな衣服等を提供しなければならなかったからである<sup>7</sup>。

結局のところソ連側提案の妥協がなかったが、それは敵国兵士の抑留は権利ではあるが、戦勝国の義務ではないというものだった。従って連合国は、降伏したドイツ国防軍軍人を、思い通りに扱ってよいことになった<sup>8</sup>。

ソ連はこの原則を、ポツダム宣言に反して日本にも適用しようとしたのである。

#### <ファクター 3：賠償形態としての強制労働>

ソ連では、日本軍捕虜の強制労働は賠償の主要形態の一つと考えられ、戦争中にドイツ人捕虜の経験に基づいて作成されたソ連指導部の方針に完全に合致していた。

すでにテヘラン会談で、スターリンは相手方に「ソ連の復興事業のために約400万人のドイツ人を数年間にわたって利用するつもりである」ことを正確に分からせた<sup>9</sup>。この話題はその後の会談で進展を見なかったが、連合国はスターリンの計画を了解していた。その結果、ヤルタ会談で賠償問題が議論されたとき、戦勝国にドイツ人労働力を提供する要求は十分に根拠あることと認められた。

敗戦ドイツの賠償の主要な形態としての強制労働という考えの理論的根拠づけは、ソ連外交官のI. M. マイスキーが与えた。ソ連が被った損害の補償に関する委員会の長として、彼はドイツ人捕虜500万人以上を抑留し、「内務人民委員部の指揮のもとで課題を遂行させる」ことを提言した。強制労働には、補償以外に、「ソ連における労働学校を経験した」ドイツ人が「健全な考え方と気分」を身につけて帰国するメリットもあるとされた。この過程に「然るべき教育・宣伝措置が伴うなら」効果はいっそう大きいというのである<sup>10</sup>。

こうした諸原則は日本人捕虜にも拡大適用された。この問題を決定する諸要素の一つは、戦争によってソ連国民経済が破壊され、甚大な物質的損害と膨大な人的犠牲がもたらされたことであり、労働力が極度に逼迫したことである。日本人捕虜の追加が労働力不足を完全に解決し

<sup>6</sup> Semiriaga M. I. Kak my upravliai Germaniei. Moskva, 1995, p.203.

<sup>7</sup> Tam zhe.

<sup>8</sup> Mezhdunarodnaia zhizn'. No.4, 1996.

<sup>9</sup> Churchill W., The Second World War (Russian Edition) II, Moscow, 1991, p.604.

<sup>10</sup> Filatov A. M. V Komissiiakh Narkomindela: Vtoraia mirovaia voina. Aktual'nye problem. M., 1995, s.54, 64.

日付業務メモからの抜粋が有益であろう。「ソ連国民経済の観点から言えば、日本人捕虜の労働利用期間は可能な限り長い方が望ましい。しかし反面、国際政治的判断に立てば、とくに今後の連合国と日本との平和条約締結交渉に鑑みれば、日本人捕虜及び民間人の送還を現時点から部分的にでも開始することが有利であろう。日本人捕虜の送還を、国民経済計画履行を妨げない範囲で実施するのである」<sup>11</sup>。このように、労働利用と送還はソ連の日本人捕虜にかかわる相互に関連した政策だったのである。

#### <ファクター 4：政治的目的>

日本人捕虜をソ連における労働に投入する決定は、経済的動機と同程度に政治的動機によるものだったと言ってよい。何よりも、多くの歴史的事実が説得的に示すように、日本人をマルクス・レーニン主義で教育し、帰国後に世界革命思想を推進する、わが強力な「第五列」を育成する目的が追求された。

このさい、捕虜というものは国際場裏では常に、和平と平和条約の問題を決める際に、また他の外交交渉の際にも、敵国に対する圧力の政治的梃子だったという通念に同意しないわけにはいかない。ソ連も当初より、自国の戦略からこの強力な外交的梃子を逃さなかったのは当然である。スターリンは、将来の日本との平和条約締結に関する交渉において捕虜という梃子を利用することを考慮していた。

#### <ファクター 5：実現されなかった北海道占領をめぐる外交的手段>

この点はわが国では長らく議論に上らなかったが、日本人をソ連で強制労働に就かせたのは、北海道の一部をソ連軍が占領する提案をH. トルーマンが拒否したことに対する一種の政治的措置だったという見方が存在する。

1945年2月のヤルタ会談では、ルーズベルトはスターリンに自国軍を日本に上陸させるつもりはなく、どうしても必要な場合にのみ上陸させると語った。米国は、日本軍に対する大規模な地上戦、とくに満洲におけるそれはソ連軍が引き受けるものという利害関心を隠さなかった。かかる大規模な任務遂行はソ連に、新たな人的・物的損失を伴う大きな負担を強いることを連合国はよく認識していた。それだけに、ソ連の政治的要求はある程度まで尊重せざるを得ない立場だったのである。

ことに問題は、ルーズベルトとスターリンが約束した北海道北部のソ連軍による占領の件であった。しかし、この計画実現の時が近づくと、ソ米関係には深刻な不和が生じた。スターリンが戦時中パートナーとして安定した関係を築いてきたルーズベルトの死去が、米国の対ソ戦略に根本的な変更をもたらした。

周知のように、スターリンとトルーマンは関東軍の降伏、捕獲に関する書簡をやり取りしている。8月15日、米国側が準備した「一般命令第1号」がソ連側の検討に付された。それによれば、満洲、北緯38度線以北の朝鮮、樺太（サハリン）の上級司令部及び陸海空軍、補助部隊すべては極東ソ連軍総司令部に降伏することになっていた。

スターリンはこれを基本的に承認したが、二つの重要な修正を加えるよう提案した。「1. ヤルタ三国会談の決定に従ってソ連の領有に帰すべきクリル諸島を、日本軍対ソ降伏地区に含める。2. 同じく、樺太（サハリン）・北海道間のラペルーズ（宗谷）海峡に接する北海道の北半

<sup>11</sup> AVP RF, f.18, op.5, d.119, l.46-47.

部を含める。北海道南北の境界線は、東岸の釧路市から西岸の留萌市に至る線とし、両市を以北に含むものとする」<sup>12</sup>。

スターリンは、北海道北半部占領がソ連にとってとくに重要だとトルーマンを説得しようと、こう述べた。「ご存知のように、日本は1918-1921年ソ連極東全域を占領した。ロシアの世論は、日本固有の領土のどこかに占領地を持たなければ激怒するであろう」と<sup>13</sup>。

しかしながら、ソ連を戦後東アジア問題の処理から除外する考えが、最終的にはトルーマンの戦略における残余の論点すべてに優先した。スターリンの訴えに対する断固とした明快な回答は要するに、マッカーサー将軍は、自分が占領すべきだと思っている日本の一部を一時的に占領するために、ソ連軍を含む連合軍を利用することはできないということだった。

同じ8月16日にトルーマンは、米国防省の合同戦争計画委員会が準備した文書を破棄し、アメリカ軍に占領にかかわる全権限を与えるSWNCC指令第70/5に署名した。

マッカーサー回想録にはこう書かれている。「ロシア側は直ちに不安を示すようになった。彼らは自分たちの部隊が北海道を占領し・・・、日本を二分割できるように求めた。もう一つの要求は、ソ連軍が最高司令官総司令部の管轄から外れ、完全に独立することであった。私は断固として拒否した」<sup>14</sup>。

この結果、8月23日に予定されていたソ連軍部隊による北海道上陸作戦は中止された。8月27日、極東ソ連軍総参謀長S. I. イヴァノフ大將はソ連軍総司令部の命令を諸方面に送付した。「連合国とトラブルを起こし、誤解を与えることのないよう、いかなる艦船、航空機も北海道方面に向けることを厳禁する」と<sup>15</sup>。実際、北海道に接岸したソ連船は反転を余儀なくされた。

#### <ファクター6：軍事戦略的目的>

スターリンが日本人捕虜の命運を決定するさい、日本の軍事力に決定的打撃を与え、軍事力を復活してソ連にとっての脅威になる可能性を最終的に根絶するという動機に導かれていたという考えにも、経済的・政治的動機に劣らぬ根拠がある。このことを証明するのは、『中央公論』誌に発表された、1945年末のスターリンと蒋介石の息子との対話からの引用である。

それによれば、スターリンは1945年対日戦争を準備しているとき、日本の軍事力をかなりの程度過大評価し、敗戦後に再び自国に敵対するようになることを恐れていた。「スターリンは、アメリカは日本を占領しても日本軍を捕虜にしないのは問題だ、これでは第一次大戦のときにドイツにとった態度と同じだと述べた」。「もちろん、それ〔日本の再起—引用者〕はあり得る。というのは、日本は数が多く、復讐心の強い民族だからだ。日本は再起を願っている。これを阻止するためには、50万人から60万人の将校と12000人ほどの将官を捕虜にする必要がある。アメリカ人は日本による占領を経験していない」<sup>16</sup>。

#### <ファクター7：日本側の発意>

研究者の中には、関頭軍将兵捕虜のソ連領内移送の要請が関東軍首脳から発し、8月19日に沿

<sup>12</sup> MID SSSR. Peregiska Predsedatel'ia Soveta ministrov SSSR s prezidentami SShA i prem'er-ministrom Velikobritanii vo vremia Velikoi Otechestvennoi voiny 1941-1945 gg. T.2. Peregiska s F. Ruzvel'tom I G. Trumenom (avg. 1941-dek. 1945). Moskva, 1989, s.285.

<sup>13</sup> Tam zhe.

<sup>14</sup> Kuznetsov S. I. Iapontsy v sibirskom plenu (1945-1956). Irkutsk, 1997, s.27.

<sup>15</sup> TsAMO RF, f.66, op.178499, d.9, l.61.

<sup>16</sup> 『中央公論』2003年10月号、195頁〔訳者註・横手慎二論文だが、正確には以下の著作からの再引用。Ledovskii A. M. SSSR i Stalin i sud'bakh Kitaia. Moskva, 1999, s. 28, 31〕。

海地方ジャリコーヴォ村で行われた極東ソ連軍首脳との停戦条件交渉の際に提示されたという見方がある。しかし、目下のところこれを証明する文書は存在しない。

それでも、かかる要請があった可能性を示す重要文書が、ロシア連邦国防省中央公文書館の関東軍捕獲文書フォンドに保存されている。1945年8月21日付の関東軍総司令部の極東ソ連軍総司令官A. M. ワシレフスキー元帥宛書簡である。書簡に記された日本側申し出の中に、「日本人将兵を極力貴軍の経営のため帰国までの間お使い下さい。・・・国籍を失うも可なり」とあった<sup>17</sup>。

この考えは、書簡よりかなり以前に生れたことが注目される。1945年夏に近衛文麿はモスクワに交渉に向かうつもりで、腹心の酒井鎬次中将とともに「和平交渉の要綱」を作成したが、そこには対米英戦争の和平を仲介してもらうための対ソ譲歩案が示されている。「海外にある軍隊は現地において復員し、内地に帰還せしむることに努むるも、止むを得ざれば、当分その若干を現地に残留せしむることに同意す」「賠償として、一部の労力を提供することは同意す」と<sup>18</sup>。アメリカの研究者H. ビックスは、自著『裕仁と現代日本の形成』に同案を紹介して、直裁にこう記した。「ソ連経済のための強制労働に服させるために日本人捕虜を抑留する考え（後にシベリアの労働収容所により実行されることになる）は、ソ連だけのものではなく、実際に天皇の側近の人物にその起源があったのである」<sup>19</sup>。

以上の全ファクターの複合が、ソ連指導部による60万以上の日本軍将兵のソ連領内移送、そのソ連収容所滞在、労働利用、送還の条件を決定した。もちろん、目下のところ仮説であり、公文書のみが真の歴史を実証してくれるのである。

<sup>17</sup> 斎藤六郎『シベリアの挽歌』（終戦史料館出版部、1995年）、208-209頁。〔訳者註・これはカタソーノヴァさんの思い違いで、8月29日付である。つまり、8月23日国家防衛委員会決定より後の文書ゆえ、同決定に影響を与えたものではない。〕

<sup>18</sup> 同上、133頁。

<sup>19</sup> ハーバート・ビックス『昭和天皇（下）』（講談社、2005年）、135頁〔Herbert P. Bix, *Hirohito and the Making of Modern Japan*, N. Y., 2001〕。

# 読賣新聞

THE YOMIURI SHIMBUN

第41678号 (日刊) ©読売新聞社1992年

6月3日 水曜日  
1992年(平成4年)

読売新聞社  
東京都千代田区大塚1-7-1  
電話(03)3242-1111  
郵便振替口座東京4-612

# 「日本軍捕虜50万人移送せよ」

## スターリンが極秘指令 全文 入手

### 47收容地、詳細に

#### ソ連参戦 2週間後 シベリア抑留の原点



スターリン

【モスクワの白】古本朗 読売新聞は、巨匠で、ソ連の独裁者スターリンが対日参戦直後、右腕のペリヤ内相や極東艦隊の司令官らに宛て発した、日本軍捕虜五十万人の收容・強制労働利用に関する極秘指令の全文コピーを手に入れた。ソ連軍の対日参戦（一九四五年八月九日）のわずか二週間後の同日、二十日に発せられた指令文は、ハム鉄道（第二シベリア鉄道）建設を始めとする作業地域・現場別に、投入する捕虜得兵の人数・移送・収容条件などを詳細に指示。スターリン政権が満州（現・中国東北部）侵攻と相前後して労働力としての捕虜獲得計画を固めていたことを裏付けている。（指令の全文一頁）

Указание Комитета в Секретариат (II часть)

Сов. СЕКРЕТНО

**ГОСУДАРСТВЕННЫЙ КОМИТЕТ ОБОРОНЫ**

ПОСТАНОВЛЕНИЕ ГОКО № 9898сс  
от 23 августа 1945 года Москва, Кремль.

О приеме, размещении и трудовом использовании 500.000 военнопленных японской армии

Государственный Комитет Обороны постановляет:  
1. Объявить НКВД СССР г.г. Берия и Кривенко принять и направить в лагеря для военнопленных до 500.000 военнопленных японцев.

四十七年の歳月を遡る初必く書が明らかになった捕虜文書は、六万近い機特殊生んだペリヤ抑留の罪の原形を位置する。

機密な指令項目が並ぶ。文面は、捕虜になった日本軍将兵を自国の所有物・消費品として扱うこととしたスターリン政権の「国家意図を生かす」と示している。また、厚生保護局の資料によつて連本士に抑留された日本軍将兵の総数は約五十七万五千人。ロシア側のペリヤ抑留地研究者として知られるキリヤエフ・ゴ東洋研究所所長が「ソ連捕虜送達局がクリヤエフ部長も総数六十三万九千人を報告しており、この指令文書による限り、ソ連命令文書による捕虜運送はスターリン指令の「五十万人」をはるかに上回る規模を命じたスターリンの指令の冒頭部分、「極秘文書の指定のもとに」「国防衛委員会 決定、一九四五年八月二十日、モスクワ、レムリン、日本軍捕虜50万人の受け入れ施設及び労働力の利用について」と記述されている。

人内の日本軍捕虜の移送の指揮を執る命令書。第一、第二面極東艦隊、サイバール艦隊の各「軍事評議室」にシベリア、極東の現場での労働に適用した肉体条件を備えた者の中から五十万人以内の捕虜を選別する。ソ連側への移送に先立って、各千人の建設大隊を組織し、下級士官、下士官の捕虜、大佐以下に対して、「五十万」を極めて「発見された」

なを命じている。二万、NKVDの捕虜問題局(GUPV)に対してハバロフスク地方クラスマルスク地方など十二地域にわたり計四十七か所の強制労働現場を列挙し、投入捕虜数を指示している。薬師・稲天教授（現代史）の話「いっただの命令に基づいて抑留が決定したからといって、日本側から申し出たという説から北海道の半分を占領するとをソ連提議してアメリカから拒否された（八月十八日）はず」と行ったという見方で、様々な論議がある。それだけに今回の文書はソ連側の意思決定をポイントを示すという意味で極めて貴重発見だ」

出典：『読売新聞』1992年6月3日。1面。